

Musique Garage 音楽教室

会 則

目次

Musique Garage 音楽教室 会則 (H27年11月20日施行)	2
当音楽教室の業務	2
入会	2
レッスン受講契約	4
料金	5
レッスン	7
安全で快適なレッスンをご受講いただくために	8
各種手続き	9
その他注意事項	11
個人情報保護	15
会則の改訂	15
補足	15

当音楽教室の業務

当音楽教室は、主に、「『Musique Garage 音楽教室』本体の運営等に関する業務」、「生徒様・担当講師間の斡旋・仲介等に関する業務」、「『レッスン以外の行事等』の企画・運営等に関する業務」を行います。

なお、「レッスン及びそれらに附帯する一切の業務」に関しては、当音楽教室の業務ではなく、「担当講師」の業務となります。また、「レッスン及びそれらに附帯する一切の業務」に関しては、当音楽教室では、一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

入会

●ご入会に際して

「定期レッスン」受講希望者様は、「定期レッスン生」として、「スポットレッスン」受講希望者様は「スポットレッスン生」として、当音楽教室にご入会ください。レッスン受講希望者様は、当音楽教室にご入会いただいはじめて、当音楽教室所属講師と「レッスン受講契約」を締結する権利が発生いたします。いかなる理由があろうとも、当音楽教室に入会・在籍することなく、当音楽教室所属講師から、レッスンを受講することはできませんので予めご了承ください。

なお、レッスン受講希望者様のうち、グループ様の入会に関しましては、全グループメンバー様の当音楽教室への入会が条件となりますのでご注意ください。(その場合は個人様の入会金とは別の計算方法となります。)

※当音楽教室への入会に際しては、受講希望楽器を所有していることが必須条件です。楽器をお持ちでない方は、楽器を購入していただくか、レンタルをしていただく必要がありますので、予めご了承ください。

●「定期レッスン生」・「スポットレッスン生」

「定期レッスン生」様は、当音楽教室において、ご入会から半年間、所属講師から、月々の定期レッスンを受講する権利があり、「スポットレッスン生」様は、当音楽教室において、ご入会后、初めてスポットレッスンを受講された月の月初から1ヶ月間、所属講師から、回数要相談のスポットレッスンを受講する権利があります。なお、「定期レッスン生」様は、休会・退会等のお申し出がない場合は、半年ごとに自動継続となり、「スポットレッスン生」様は、ご入会后、初めてスポットレッスンの行われた月の末日に自動退会となります。

なお、「定期レッスン生」様は、「スポットレッスン受講契約」を、「スポットレッスン生」様は「定期レッスン受講契約」を、担当講師と締結することはできませんのでご注意ください。

また、「スポットレッスン生」様は、スポットレッスンを、2ヶ月以上連続して受講することはできません。その場合は、「定期レッスン生」として、定期レッスンをご受講ください。ただし、スポットレッスン生様は、自動退会された月から3か月目の月初以降に、再度、当音楽教室に、スポットレッスン生としてご入会いただけます。(ただし、自動退会后6ヶ月以内の復帰・再入会については、月数に応じて入会金を減免させていただきます。)再入会をご希望の場合は、当音楽教室まで、再度入会手続きにお越しください。なお、この規定は、回数無制限で適応されます。

※「スポットレッスン」は、一部講師のみが行っております。すべての講師が行っているものではありません。

※「グループレッスン」は、一部講師は行っておりません。

※「定期レッスン生」様と「スポットレッスン生」様とは、「練習室の使用」や「退会の手続き」などについても、扱い方が異なりますので、予めご了承ください。

●入会手続き

当音楽教室まで足をお運びいただき、本会則及び練習室利用規約の内容をご確認の上、入会申込書に必要事項のご記入と、「反社会的勢力でない・にならないことの表明・確約に関する同意」・「個人情報の取り扱いについての同意」欄へのチェック、署名・捺印をされ、その場で所定の入会金を現金払いしていただいた時点で、ご入会とさせていただきます。

なお、代理の方によるご入会申込は一切受け付けておりませんので、必ずご本人様がご来店ください。

また、グループ様の入会金は、頂戴いたしません。各グループメンバー様から所定の入会金をその場で現金払いしていただきます。(グループ様としての入会申込書はご提出いただきます。)

なお、スポットレッスン受講希望者様は、定期レッスン受講希望者様とは入会金の計算方法が異なりますのでご留意ください。

また、入会金は、当音楽教室及び担当講師の事情で開講を中止した場合を除き、ご返金いたしませんので予めご了承ください。

※入会手続きの際に、顔写真の入った身分証明証(両面)のカラーコピーを必ずご持参ください。防犯上の理由から、そちらを当音楽教室にご提出いただきます。

※高校生以下の入会希望者様は、必ず保護者様の承諾(保護者承諾書)を必要とします。

●反社会的勢力等の排除

入会希望者様は、当音楽教室に対し、自らが、現在、以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力に属しておらず、将来にわたって属する意思がないことを、当音楽教室に表明・確約する必要がございます。入会申込書の「反社会的勢力でない・にならないことの表明・確約に関する同意」欄にチェックをしてください。同意欄にチェックを頂けない場合は、当音楽教室へのご入会をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

なお、以下の各号に該当し、または、当音楽教室に虚偽の申告をしたことが明らかになった場合は、当音楽教室の退会手続きを進め、担当講師から、レッスンの受講のお断りをさせていただきます。

また、この規定に伴って生じた損害賠償に関しては、当音楽教室及び担当講師は、一切保証いたしませんので、予めご留意ください。さらに、生徒様自らが反社会勢力に属していた・属したことにより、当音楽教室や担当講師に損害が生じた場合は、その損害額をお支払いいただきますので、予めご留意ください。

1. 暴力団
2. 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
6. その他前各号に準ずるもの

●個人情報取り扱い同意確認

入会希望者様は、本会則の「個人情報保護」の部分をご確認の上、「個人情報の取り扱いについての同意」欄にチェックをしてください。同意欄にチェックを頂けない場合は、当音楽教室へのご入会をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

レッスン受講契約

レッスンの受講に際しては、当音楽教室に「入会」したうえで、生徒様と担当講師との間で「レッスン受講契約」をご締結いただきます。なお、こちらは、定期レッスンの場合は半年間、スポットレッスンの場合は1ヶ月間の契約となります。

ただし、定期レッスンに関しては、生徒様から担当講師に変更のお申し出がない場合は、半年ごとに自動更新されます。また、スポットレッスンに関しては、1か月で、自動的に契約が解消されます。

生徒様は、担当講師と、「1回あたりのレッスンの時間」、「ひと月あたりのレッスンの回数(定期レッスン)」、「1回またはひと月あたりのレッスン代」、「レッスン欠席時の振替レッスンや補講の有無」などについて、協議の上、決定してください。(「レッスン時間」「レッスン回数」「レッスン代」などに関しては、基本的に、ホームページ記載内容に準じます。)

その後、生徒様が、レッスン受講申込書及び本会則並びに貸練習室利用規約の内容をご確認の上、「レッスン受講申込書」に、必要事項のご記入と署名・捺印をされた時点で、担当講師は、受講開始と判断させていただきます。

なお、当音楽教室は、「レッスン受講契約」に関するすべての事項について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※18歳未満の入会希望者様は、必ず保護者様の承諾(保護者承諾書)を必要とします。

料金

●レッスン料

「レッスン料」は、ホームページ記載内容に準じて、レッスンの開始に先立って、「レッスン受講契約」にて決定いたします。なお、担当講師は、いかなる理由があろうともレッスン代を減免いたしませんので予めご了承ください。

●月謝

「月謝」に関しては、定期レッスン生様とスポットレッスン生様の場合を別々に規定します。

1. 定期レッスン生様の場合

基本的に、前月の最終レッスン日に、生徒様と担当講師との協議のうえ、翌月のレッスンの日程等を決定・確認します。

そして、その協議内容と、「レッスン受講契約書」記載内容に従って、その場で「レッスン代」及び「レッスン回数」から、担当講師が翌月の「月謝」を算出し、「請求書」を作成します。生徒様は、それに基づいて「1日払い」の「前払い」で、担当講師の銀行口座に、該当月の「月謝」をお振込みください。(振込手数料は生徒様負担)

ただし、レッスン受講契約後はじめてのレッスン月に関しては、レッスン受講契約の際に、担当講師と該当月の日程等を決定・確認してください。

そして、その協議内容と、「レッスン受講契約書」記載内容に従って、その場で担当講師が該当月の「月謝」を算出し、「請求書」を作成します。生徒様は、それに基づいて担当講師の銀行口座に振り込みをしてください。その際に、翌月からの受講となる場合は、「1日払い」の「前払い」で、当月からの受講となる場合は、最初にレッスンが行われる日の3日前までに該当月の「月謝」をお振込みください。(振込手数料は生徒様負担)ただし、レッスン受講契約締結から3日以内に最初のレッスンが行われる場合は、別途担当講師とご相談の上、該当月の月謝をお支払いください。(振込手数料は生徒様負担)

2. スポットレッスン生様の場合

基本的に、担当講師との「レッスン受講契約」の打ち合わせの際に、レッスンの日程等を、協議の上、決定・確認してください。

そして、その協議内容と「レッスン受講契約書」記載内容に従って、その場で「レッスン代」及び「レッスン回数」から、担当講師が該当月の「月謝」を算出し、「請求書」を作成します。生徒様は、それに基づいて担当講師の銀行口座に振り込みをしてください。その際に、翌月の受講となる場合は、「1日払い」の「前払い」で、当月の受講となる場合は、最初にレッスンが行われる日の3日前までに該当月の「月謝」をお振込みください。(振込手数料は生徒様負

担)ただし、レッスン受講契約締結から3日以内に最初のレッスンが行われる場合は、別途担当講師とご相談の上、該当月の月謝をお支払いください。(振込手数料は生徒様負担)

なお、「月謝」に関しては、定期レッスン・スポットレッスンに関わらず、「生徒様がレッスンを欠席された場合に、所定の日時まで『休会届』及び『レッスン中断届』を提出されている。(スポットレッスンは適応外)」などの、本会則に規定される特別な場合を除いて、担当講師は、いかなる理由があろうとも月謝を減免いたしませんので予めご了承ください。

また、担当講師は、生徒様にいかなる理由がある場合でも、一度お振込みいただいた「月謝」をご返金することはございませんので予めご了承ください。

※レッスンの日程等に関しては、担当講師の都合等により、前月の最終レッスン日やレッスン受講契約締結時に決定しない場合もございます。その場合は、改めて、担当講師と電話等で連絡を取ってお決め下さい。その後、担当講師から請求書を郵送等させていただきます。

●レッスン料以外の費用

当音楽教室では、「レッスン代別途」という形で「施設費」などは頂いておりません。担当講師に、「月謝」のみ、お支払いください。

ただし、担当講師指定の教材の購入や、発表会を開催するなどレッスン以外の行事がある場合などに関しては、別途費用が発生します。

●お支払い方法

お支払いは、担当講師への銀行振り込みとなります。該当月の「月謝」を、「1日払い」で「前払い」下さい。

●未納入

担当講師からの報告により、2ヶ月以上月謝のお支払いが滞っている場合、当音楽教室の退会手続きをさせていただき、担当講師からレッスンの受講をお断りすることがございますのでご注意ください。

レッスン

●受講に際して

レッスンをお休み、または遅刻されるときは、必ずレッスン開始時刻前までに、担当講師へご連絡をお願いします。

なお、生徒様のご都合でお休みされた場合の、「補講」「振替レッスン」に関しましては、「レッスン受講契約書」での契約内容に従って、生徒様ごとに、担当講師が対応いたします。

なお、日時の変更は、担当講師に、該当レッスン日の1週間前までには申し出てください。担当講師は、それ以後の日程の変更には応じませんので、予めご了承ください。

●レッスンスケジュール

1回あたりのレッスン時間、月々のレッスン回数等は、予め「レッスン受講契約」にて決まっております。

定期レッスンに関しては、翌月のレッスン日程は、原則として、その前の月の最終レッスンで、担当講師と協議のうえ決定することとし、スポットレッスンに関しては、原則として、レッスン受講契約の打ち合わせのときに決定することとします。

なお、1回あたりのレッスン時間には、次回以降のレッスンに関わる打ち合わせの時間や、部屋の入退室等に必要な時間も含まれます。

また、会場または担当講師の都合により、曜日・時間に変更となる場合がございます。

※レッスンの日程等に関しては、担当講師の都合等により、前月の最終レッスン日やレッスン受講契約締結時に決定しない場合もございます。その場合は、改めて、担当講師と電話等で連絡を取ってお決め下さい。その後、担当講師から請求書を郵送等させていただきます。

※当音楽教室及び音楽練習室のご入室及び貸出楽器セッティング開始可能時間は、レッスン開始時刻の5分前からです。それに準じて、次のご利用者様のご迷惑とならないよう、ご予約時間の終了5分前までに、貸出楽器を全て所定の状態に戻し、ご使用された練習室を清掃し、電気機器の電源を全て切ってご退出ください。(次のコマに同一の練習室で同一講師の他のレッスンがあるなどという場合を除く。)状況に応じて、違約金が生じることや、当音楽教室の退会手続きをさせていただき、担当講師からレッスンの受講をお断りすることがございますのでご注意ください。

●臨時休講

災害や悪天候、担当講師の体調不良等やむを得ない場合には、臨時休講をさせていただく場合がございます。臨時休講のご連絡は、担当講師または会場担当者からレッスン開始時間までに差し上げますが、必ず連絡のつきやすい電話番号やE-mailアドレス等を「入会申込書」及び「レッスン受講契約書」にご記入くださいますようお願いいたします。臨時休講の際には振替日を設定いたします。その際、振替日が翌月以降になる場合があります。

- 代講

担当講師の傷病、出産、転居等の事情により、他の講師による代講または担当講師の変更を行う場合がございます。その場合は、新たな担当講師との間で、「レッスン受講契約」を改めてご締結いただきますので、予めご了承ください。

- 教材について

各担当講師が指定する教材を購入していただきます。

- レッスン以外の行事

レッスンに附随して、各種コンサート・発表会にご参加いただく場合がございます。日程・費用等はその都度ご案内させていただきます。

安全で快適なレッスンをご受講いただくために

- 安全・災害対応

当音楽教室では、安全にレッスンをご受講いただくため細心の注意を払っておりますが、生徒様におかれましてもくれぐれも危険な行為等が無きようご注意ください。生徒様ご自身の不注意による事故等による、ご自身や他の方(当音楽教室生徒様とは限らない)のケガや、ご自身や他の方(当練習室生徒様とは限らない)の所有物等の破損・汚損・盗難・紛失等については、当音楽教室では、一切責任を負いかねますので、体調管理(レッスンは自己・保護者責任において受講をお願いします)や貴重品の管理を含め、十分ご注意ください。また、災害発生時には会場担当者や担当講師の指示に従い、速やかに避難していただくようお願いいたします。

- マナー

担当講師が、円滑にレッスンを進めるため、以下各号に、生徒様へのお約束事項をご案内させていただきます。

1. 故意にレッスンの運営に著しく支障がある行為を行われた場合や、他の生徒様および担当講師への社会的モラルに反する言動や迷惑行為等を行われた場合、レッスンの受講をお断りすることもございますので、予めご了承ください。
2. 携帯電話は緊急の場合を除き、レッスン中の使用をご遠慮いただいております。予め電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。
3. レッスン受講時の無断での写真撮影、録画、録音はご遠慮願います。必ず、担当講師に了解を得てから行ってください。

各種手続き

●退会

定期レッスンを受講されている生徒様で、ご都合により退会される場合は、必ず所定の「退会届」及び「定期レッスン受講辞退届」にご記入の上、会場担当者または担当講師までご提出ください。口頭・電話による受け付けは行っておりませんのでご注意ください。

退会を希望する月の前月の10日までに「退会届」及び「定期レッスン受講辞退届」をご提出いただいた場合は、翌月末が退会日となります。

なお、例外として、下記の理由による場合は、退会届のご提出が1ヶ月以内であってもその限りではありません。

1. 会員ご本人が、傷病・出産等により定期レッスンの受講継続が困難な場合。

2. 火災・水害・地震等災害を受け、定期レッスン受講が困難な場合。

一旦退会された後に再入会される場合は、原則として再度入会金が必要になります。(ただし、退会后6ヶ月以内の復帰・再入会については、月数に応じて入会金を減免させていただきます。)

また、スポットレッスンを受講されるために当音楽教室に入会された生徒様に関しては、ご入会后、初めてスポットレッスンのあった月の末日に自動的に退会となります。なお、原則的に、スポットレッスン生様は、所定の入会手続き完了から、ご入会后、初めてスポットレッスンがあった月の末日まで、当音楽教室に在籍いただけます。

●長期欠席

月2回以上定期レッスンのある生徒様は、月初(1日)から1ヶ月以上連続して定期レッスンを欠席される場合は、必ず、お休みされる月の前の月の10日までに、欠席理由・期間を明記した「休会届」及び「定期レッスン中断届」を、会場担当者または担当講師まで直接提出してください。それらの書類を提出した月の翌月以降、欠席期間内の月謝が免除となります。(長期欠席期間は3ヶ月を上限とします。)

なお、月1回の定期レッスンの生徒様は、月初(1日)から2ヶ月以上連続して定期レッスンを欠席される場合は、必ず、最初にお休みされる月の前月の10日までに、欠席理由・期間を明記した「休会届」及び「定期レッスン中断届」を、会場担当者または担当講師まで提出してください。翌翌月以降欠席期間内の月謝が免除となります。ただし、最初の1か月分の月謝は免除対象外です。(長期欠席期間は3ヶ月を上限とします。)また、ある月の定期レッスンを休まれた場合で、翌月(以降)も欠席することが明らかとなった場合に限り、定期レッスンを休まれた月の10日までに、欠席理由・期間を明記した「休会届」及び「定期レッスン中断届」を会場担当者または担当講師まで提出した場合は、翌月以降欠席期間内の月謝が免除となります。(長期欠席期間は最初の欠席月から3ヶ月を上限とします。)

上記の規定に基づいて、休会及びレッスン中断をされた後で、所定の期間内に、当音楽教室に復帰し、担当講師から受講を再開される場合は、定期レッスンに復帰される月の前月10

日までに、「復帰届」、「定期レッスン受講再開届」を会場担当者または担当講師まで提出してください。レッスン受講時と同じ流れで、翌月から、定期レッスンを受講することができます。

なお、以上の場合を除いて、いかなる理由があろうとも、担当講師はレッスン代を減免することはありません。

また、いかなる理由があろうとも、「定期レッスン受講契約の変更」をせずに、所定のレッスン回数を減らすことはできません。前月の時点で、翌月は回数を減らしたいということが明らかになっている場合でも、所定のレッスン回数に基づいて算出された月謝を、担当講師にお支払いただきます。

※定期レッスンに復帰される月の日程等に関しては、基本的に、担当講師と電話等で連絡を取ってお決め下さい。その場合は、担当講師から請求書を郵送等させていただきます。

※スポットレッスン生様には、「長期欠席」制度はありません。

●住所等の変更

ご住所・ご連絡先等が変更になる場合は、速やかに会場担当者または担当講師までご連絡ください。

●定期レッスン受講内容変更

定期レッスンに関して、受講楽器・レッスン回数等の変更を希望される場合は、会場担当者または担当講師までご連絡ください。なお、レッスン回数などの変更に関しては、変更後3か月間は、その内容を再変更することはできません。

その他注意事項

●施設の使用

当音楽教室の施設は、丁寧にご使用下さいますよう、ご協力お願いいたします。万一生徒様が、破損・汚損等してしまった場合は、必ず、直ちに当音楽教室までご報告ください。

なお、状況に応じて、修繕費を実費でご請求することがございますのでお気を付けください。

●設備及び備品の使用

当音楽教室の設備及び備品を使用される際には、丁寧に扱ってくださいますよう、ご協力お願いいたします。万一生徒様が、破損・汚損等してしまった場合は、必ず、直ちに当音楽教室までご報告ください。

なお、状況に応じて、修繕費を実費でご請求することがございますのでお気を付けください。

●練習室及び貸出楽器の利用

定期レッスンの受講希望者様は、ご入会と同時に、弊社の音楽練習室会員様として自動登録されます。そのため、ご予約していただければ、レッスンとは別に練習室及び貸出楽器をご利用いただけます。ぜひ個人練習等でお使いください。なお、当音楽教室にご入会される際には、練習室利用規約の内容を良くご確認の上、ご入会下さい。

また当音楽教室を退会される際には、「退会届」にて、「音楽練習室会員の継続意思」についてご確認いたしますのでご留意ください。

なお、レッスン時にかかわらず、練習室利用規約に違反する行為のあった場合に関しては、当音楽教室の退会手続きをさせていただき、担当講師からレッスンの受講をお断りすることがございますのでご留意ください。

※スポットレッスンの受講希望者様は上記の規定は適用されません。別途「音楽練習室会員申込」を行ってください。

※貸出楽器には、各練習室内にて使用できる、ドラムセット・電子ピアノ等がございます。台数等詳細に関しては、ホームページをご覧ください。こちらは、原則、いずれのお部屋でもご使用いただけますが、お部屋によって、ご使用に制限がかかる場合がございますので、予めご了承ください。

●高校生以下の生徒様のレッスン時間帯

当音楽教室は、高校生以下の生徒様のレッスン時間帯を、日出時から21時までとさせていただきます。グループ様でレッスンを受講される場合も、高校生以下のメンバー様は、必ず日出時から21時までの時間を厳守してください。

なお、保護者様ご同伴時は、日出時から22時までとさせていただきます。ただし、保護者様ご同伴の場合も、22時から翌日の日出時までの時間帯にレッスンはご受講いただけませんのでご留意ください。

●施設内の電気機器

レッスンご受講後は、必ず、照明類及びエアコンをはじめとした全ての電気機器の電源を切ってからご退出ください。また、他のお部屋等のご利用者がいない場合は、必ず、施設内のすべての電気機器(防犯機器等は除く)の電源が切っていることを確認してからご退館ください。他のお部屋等の電気機器のチェックもお願いいたします。

状況に応じて、今後のご使用をお断りしたり、違約金が発生したり、当音楽教室の退会手続きを進め、担当講師からレッスンの受講をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

なお、上記にかかわらず、他のお部屋等での電気機器の消し忘れにお気づきになられた方は、電源をお切りくださいますよう、ご協力お願いいたします。

●飲食

当音楽教室内での飲食は絶対にお止めください。飲食に際しては、フリールームまたはエントランスで行うようお願いいたします。ただし、当音楽教室は、密閉性の高い建物となっておりますので、においの強い飲食物の飲食等、他の利用者様のご迷惑となるようなご飲食行為はお断りさせていただいておりますのでご注意ください。

なお、状況に応じて当音楽教室の退会手続きを進めさせていただく場合がございますのでご注意ください。

●喫煙及び火の使用

当音楽教室の敷地内においては、喫煙及び火の使用は絶対にお止めください。状況に応じて当音楽教室の退会手続きを進めさせていただく場合がございますのでご注意ください。

なお、万一、喫煙及び火の使用に関連する、火の不始末等により火災が発生した場合は、生徒様に、それに関連する一切の責任を負っていただき、当音楽教室から損害賠償等を請求いたしますので、予めご了承ください。

●紛失物・忘れ物・放置物

生徒様が、当音楽教室の利用に際して生じた紛失については、当音楽教室では、一切損害賠償・補償等を行いませんので、予めご了承ください。

また、忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきますので、ご注意ください。

●暗証番号の取り扱い

当音楽教室の入り口のドアは暗証番号式です。そちらの暗証番号キーの暗証番号に関しては、ご入会時にお伝えをします。その後は、他の定期レッスン生様を含めた、いかなる人にも、番号を教えたり、聞いたりしてはいけません。

これに違反する行為が確認された場合は、直ちに退会手続きを行い、担当講師からレッスンの受講をお断りするとともに、違約金を頂きます。

なお、今後一切の当音楽教室会員及び音楽練習室会員登録はお断りし、当音楽教室及び音楽練習室のご使用も禁止させていただきますので、予めご了承ください。

なお、練習室会員様で退会者が発生した場合や、その他、当音楽教室が必要だと認めた場合等は、暗証番号を変更いたします。その場合は、メール等にてお知らせをいたしますので、予めご了承ください。

また、暗証番号が漏えいした可能性が生じた場合には、直ちに当音楽教室にご連絡ください。その場合には、違約金などが発生する場合がございますので、予めご留意ください。

また、定期レッスン生様ご自身が暗証番号を忘れてしまい、当音楽教室にご入場いただけなかった場合も、当音楽教室では一切の責任を負いかねますのでご留意ください。

なお、暗証番号を忘れてしまわれた定期レッスン生様は、当音楽教室までお問い合わせください。暗証番号を再度お伝えします。ただし、ご連絡いただいてすぐにご対応できるとは限りませんので、予めご了承ください。

※定期レッスン生様は、すべての方が同一の暗証番号とは限りません。

※スポットレッスン生は、この規定が適用されません。スポットレッスン生様は、当音楽教室入り口に設置されている、各練習室のインターホンをういて、担当講師を呼び出し、中から開錠してもらって、施設内にご入場ください。（別に音楽練習室会員となられている場合は除く。）

●担当講師への勧誘

当音楽教室所属講師に、当音楽教室外での個人契約を持ちかける、当音楽教室以外の場所でレッスンを受講することを依頼する、という行為は、絶対におやめください。そうした事実が判明した場合は、違約金などが発生する場合がございますのでご留意ください。

●生徒様の楽器等の扱い

当音楽教室では、楽器等の預かり等を行っておりません。必ず楽器等は持ち帰るようにしてください。

万一、当音楽教室の建物内に、生徒様の楽器等を置いていかれた場合に、破損・汚損・盗難・紛失が発生した場合については、当音楽教室は、一切の責任を負いかねますのでご留意ください。

また、当音楽教室内で、当音楽教室利用者様の過失により、ご自身や他のご利用者様の楽器等を破損・汚損・盗難・紛失等された場合に関しても、当音楽教室は一切の責任を負いかねますのでご留意ください。

●損害賠償責任

生徒様に財産上人身上その他の損害が発生した場合、当音楽教室に帰責事由なきときは、当音楽教室は、一切責任を負わず、当音楽教室に帰責事由あるときは、当音楽教室に故意又は重過失ある場合を除き、1件あたり10,000円をもって当音楽教室の責任の上限とします。

●生徒様の損害賠償責任

生徒様が、本人の責により当音楽教室又は第三者に損害を与えた場合、当該生徒様がすべての責任を負うものとします。

- 生徒様間のトラブル

当音楽教室利用中に生じた、生徒様間のトラブルに関しては、当音楽教室は、施設管理者として施設管理に必要な範囲内でのみ介入するものとし、生徒様間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当音楽教室は協議義務等何らの義務を負いませんので、予めご了承ください。

- 合意管轄

本利用規約に関連する裁判上の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

個人情報保護

当音楽教室では、生徒様の個人情報に関する自主行動基準を設定し、法の遵守に努めています。

生徒様のお名前・ご住所等の情報は、レッスンや教室の運営上必要なご連絡や、イベント・店舗・その他関連する各種サービスについてご案内を差し上げるときに限って使用いたします。

会則の改訂

本会則は改訂される場合がございますので、予めご了承ください。なお、会則の改訂を実施する場合は、予めホームページにて告知します。最新版はホームページ上にてご確認ください。

補足

・本会則中での「レッスン」には、「個人定期レッスン」、「個人スポットレッスン」、「グループ定期レッスン」、「グループスポットレッスン」のすべてが含まれております。なお、「グループレッスン」とは、既存のグループ(例えば、〇〇高校吹奏楽部の〇〇パートなど)に対して行うレッスンを言い、「個人レッスン」とは、個人に対して行うレッスンを言います。さらに、「定期レッスン」とは、毎月定期的に一定回数行われるレッスンのことを言い、「スポットレッスン」とは、単発の1ヶ月間で、回数は担当講師への要相談で行われるレッスンのことを指します。

・本会則中での「定期レッスン」には、「個人定期レッスン」、「グループ定期レッスン」の両方が含まれております。

・本会則中での「スポットレッスン」には、「個人スポットレッスン」、「グループスポットレッスン」の両方が含まれております。

・本会則中での「生徒様」には、「個人様」「グループ様」の両方が含まれております。

・本会則中での「レッスン受講希望者様」には、「個人様」「グループ様」の両方が含まれております。

・本会則中での「入会希望者様」には、「個人様」「グループ様」の両方が含まれております。